

旭山動物園入園券 Web 外部販売業務についてプロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和7年1月6日

旭川市長 今津寛介

1 契約担当部局

〒078-8205 旭川市東旭川町倉沼

旭川市経済部旭山動物園

電話 0166-36-1104

FAX 0166-36-1406

e-mail asahiyamazoo@city.asahikawa.hokkaido.jp

2 業務の概要

(1) 業務名 旭山動物園入園券 Web 外部販売業務

(2) 業務内容

ア Web による入園券（個人一般券 1,000 円）の販売業務

イ 提示された当該入園券の改札口での読み取り機器の設置又は貸与業務

ウ その他、来園者への利便性向上及び業務の効率化に資する業務

(3) 履行期間 令和7年4月8日から令和10年3月31日まで

(4) 予算概要等

上記(2)に示す業務においては、販売枚数に応じた単価契約とし、販売額の6%（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内とする予算を予定しているので、積算に当たっては、以下の販売予定枚数及び予算予定額を参考にすること。

（令和7年度分 3,114,000円 [販売予定枚数51,900枚]

（令和8年度分 3,234,000円 [販売予定枚数53,900枚]

（令和9年度分 3,354,000円 [販売予定枚数55,900枚]

※本業務は単価契約であるため、販売予定枚数に応じた予定額を保証するものではないことを御了承ください。また、契約締結後、実際の販売枚数が予定枚数を超えた場合であっても、単価の変更は行いません。

※当該業務の予算額が変更となった場合や、予算措置がされなかった場合は、それに従い事業規模の縮小又は中止となる場合がありますので、御了承ください。

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件

を満たしていること。

- (1) 旭山動物園の個人一般入園券の販売に関し、本市が定める額の範囲内で、自社の責任で国内及び海外の外販サイトを管理・集計し、月毎に精算事務を行えること。
- (2) キャッシュレス決済機能がある Web 購入ホームページを有すること。
- (3) 動物園又は、年間30万人以上の来場者を有する観光施設等において、過去同様の業務を請け負った実施があること。
- (4) (1), (2)に付随し、来園者の利便性向上及び業務の効率化に資する提案が可能であること。
- (5) 市町村税（東京23区は都税）、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は暴排条例第7条に規定する暴力団関係者若しくは暴排条例第12条に規定する行為をしていると認められる者でないこと。
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそれら団体に属する者ではないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (10) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

4 実施要領等の交付期間及び方法

旭山動物園入園券 Web 外部販売業務に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和7年1月6日（月）から令和7年2月10日（月）まで

(2) 交付方法

1の場所で交付（午前9時から午後5時まで）するほか、旭川市旭山動物園のホームページからのダウンロードにより交付する。

ホームページ URL <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/asahiyamazoo/>

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- ア 提出期限 令和7年1月27日（月）午後5時
- イ 提出場所 1に同じ。
- ウ 提出方法 持参又は郵送による。

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

- ア 提出期限 令和7年2月10日（月）午前12時
- イ 提出場所 1に同じ。
- ウ 提出方法 持参又は郵送による。

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 受託候補者の特定

旭山動物園入園券 Web 外部販売業務プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

7において特定された受託候補者と協議を行い、受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により締結する。ただし、受託候補者が第9のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっては、本市は一切の損害を負担しない。

(2) 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 支払条件

毎月後払いとする。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された書類は返還しない。

(4) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(5) 詳細は実施要領等による。